

北海道札幌手稻高等学校 学校いじめ防止基本方針

本校では、平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」施行により、生徒が意欲を持って充実した高校生活を過ごせるようにいじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するために、次のように基本方針を定める。また、いじめ対策組織により定期的に見直しを行う。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）で、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止

いじめは、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、全生徒を対象としたいじめの未然防止の観点から、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、教職員が一体となり継続的に取り組む。

そのために、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、未然防止の観点から全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進める。

また、これらに加えて、いじめの問題への取組の重要性について、保護者に認識を広め、地域・家庭と一体となって取組を推進する。

3 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、全ての教職員等が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。また、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることもあることから、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

そのために、これまで実施してきた定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、一層生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、地域・家庭と連携して生徒を見守る。

4 いじめに対する措置

いじめがあることが確認された場合、生徒に対しては直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導し、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援する等、組織的な対応を行うとともに、いじめを行った生徒に対しては、他人の痛みを知ることが出来るよう根気強く指導し、教育上必要があると認めたときは、学校教育法第11条の規定に基づき、懲戒を加えることとする。また、被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめを解決する力を育成する。

また、保護者への対応については、いじめられている生徒、いじめている生徒どちらの保護者に対しても事実を把握したら速やかに面談し、学校が間に入って関係調整する。

また、教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関（警察や保健福祉関係機関や医療機関等）と情報交換および行動連携も視野に入れた一体的な連携を進める。

5 ネットいじめへの対応

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する行為や、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為、さらに掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどはネットいじめであり、犯罪行為であることから、フィルタリングや見守り等について保護者へ啓発するとともに、講演や教科「情報」など全教育活動を通して情報モラル教育を一層充実させる。加えて、被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールを通してネットいじめを把握し、不当な書き込みについて管理者へ削除依頼や警察へ相談する等厳正に対処する。

6 重大事態への対応

生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、重大事態と判断し、北海道教育委員会（以後、道教委と記す）に報告するとともに、道教委が設置する「いじめ問題対策チーム」に協力する。

警察と連携した「いじめ問題」への対応

北海道札幌手稻高等学校 令和5年(2023年)9月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力を願います。

[参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴 行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷 害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐 喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃 盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強 要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅 迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散する と脅す。
名誉毀損、侮辱	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげ

(刑法第 230 条)
(刑法第 231 条)

て、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第 202 条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

[家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上のいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

□札幌手稲高等学校のいじめ問題に関する相談窓口は、いじめ対策組織担当の、生徒指導部です。また、担当者の他、ホームルーム担任や相談しやすい教職員にも、遠慮せずに相談ください。

□学校は、いじめに関する相談は、全て「学校いじめ対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。

連絡先011—683—3311(学校代表電話)

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道札幌手稻高等学校 令和5年（2023年）12月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間のSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応の手順

アンケート調査、相談・通報等 → 教職員

相談窓口： 生徒指導部長 → 管理職

学校いじめ対策組織で対応 ↔ 職員会議

いじめ問題対策委員会：構成委員「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取り組み参照

↑
保護者

いじめの認知、調査方針・方法等の決定、調査・事実関係の把握

指導方針の決定、指導体制の確立、いじめ解消の判断

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。

・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

・いじめが「解消している」状態とは、

① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

札幌手稲高等学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校 HP を
御覧下さい。

いじめは、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、全生徒を対象としたいじめ未然防止の観点から、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、教職員が一体となり継続的に取り組む。

札幌手稲高等学校
いじめ対策組織
の役割や活動

いじめ問題対策委員
教頭、主幹教諭、生徒指導部長、生徒指導副部長、
健康安全部長、各年次主任、該当担任、該当部活動顧問、
養護教諭、スクールカウンセラー

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

〈「学校生活アンケート①」(いじめアンケートを含む)〉
5月、10月、1月実施
〈担任による面談期間〉
7月～8月、12月～1月
〈いじめ対策組織〉 ⇒ 〈職員会議〉

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和5年度の札幌手稲高等学校のいじめ対策組織担当は、生徒指導部です。

連絡先 011-683-3311 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話） (メール)	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電話） (メール)	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9~12 時 12~17 時
石狩教育局教育相談電話 (電話)	011-221-5297	



子ども相談支援
センターイメージキャラクター

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

